# 総務文教委員会記録

○開催日時

令和８年８月１０日　午前１０時～午前１０時２８分

---

○開催場所

第３委員会室

---

○出席委員（９人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 山中　真由美 | 委員 | 坂口　正幸 |
| 副委員長 | 小林　　健 | 委員 | 屋久　弘文 |
| 委員 | 下園　政喜 | 委員 | 松野　信作 |
| 委員 | 福田　俊一郎 | 委員 | 佐多　貴文 |
| 委員 | 成川　幸太郎 | | |

---

○説明のための出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 未来政策部長 | 下門　隆嗣 | コミュニティ課長 | 福山　勝広 |

---

○事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 田代　健一 | 議事グループ員 | 米森　祐太 |
| 議事調査課長 | 久米道　秋 | | |

---

○審査事件等

陳情第６号　市の認可地縁団体認可行政における地方自治法違反の疑いに関し市議会での真相究明と違法状態是正を求める陳情

---

○会議の概要

・　付託事件及び審査結果

・　陳情第６号　市の認可地縁団体認可行政における地方自治法違反の疑いに関し市議会での真相究明と違法状態是正を求める陳情

本陳情については、まず、当局から、認可地縁団体認可行政における対応状況について説明を受け、委員から「本陳情のような事案について、これまで弁護士等へ確認したことはないか」との質疑があり、当局から「宗教的要素の部分については弁護士に相談しており、地域の氏神の保有や清掃等をもって信教の自由に反することにはならないとの助言を受けている」旨答弁があった。また、委員から「本陳情において、大島馬場自治会が、神社部長職を自治会組織内部に設けていること、資産の項を自治会規約に定めていないことの指摘について、市はどのように考えているか」との質疑があり、当局から「地縁団体は公共団体ではないことから、宗教的活動の禁止や、宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定との関係性は生じないため、神社部長職は、それぞれの自治会において判断されるものであり、市として関与しない部分と考えている。資産の項については、法整備当時の規約は、現在のように項目立てて整理されていない場合もあるが、規約全体を確認すると資産管理に関する記述はある」旨答弁があった。さらに、委員から「地方自治法において、宗教的な資産の保有を禁止する規定や、宗教活動を行う団体の認可を排除する規定はないと認識してよいか」との質疑があり、当局から「排除規程の有無というより、宗教的行為が規定されているのは、あくまでも公共団体等であるため、公共団体に該当しない認可地縁団体を拒むものではないと理解している」旨答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、採決を求める意見があったことから討論・採決に入った。

本陳情に対する討論はなく、採決の結果、起立者なしにより不採択とすべきものと決定した。

薩摩川内市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委 員 長　　山　中　真由美